

---

---

## 令和4年度第2回練馬区居住支援協議会議事録

---

---

[日 時]

令和5年3月14日(火)10時から11時15分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎20階 交流会場

[出席者]

(会長) 建築・開発担当部長

(副会長) 有川委員、長尾委員、  
福祉部長・高齢施策担当部長兼務

(委 員) 福島委員、青木委員、古川委員、丹羽委員、  
佐藤委員、相馬委員、益子委員、浅野委員、  
障害者施策推進課長、生活福祉課長、  
高齢者支援課長、環境課長、住宅課長

(事務局) 住宅課

[傍聴者]

0名

[案 件]

- 1 委員紹介
- 2 住まい確保支援事業実績報告【資料3】
- 3 住まい確保支援事業の周知について【資料4】
- 4 地域包括支援センターの増設等について【資料5】
- 5 令和5年度もの忘れ検診の拡充等について【資料6】
- 6 練馬区営住宅条例および練馬区立高齢者集合住宅条例の改正について【資料7】
- 7 その他

- 1 委員紹介
- 2 住まい確保支援事業実績報告
- 3 住まい確保支援事業の周知について

**【事務局】**

(資料3, 4の説明)

**【A委員】**

他区とほぼ同等とはいえ成約数が少ない。緊急通報システム等があるが、高齢者の入居はリスクが高い。課題である。

**【B委員】**

住まい確保支援事業について、家賃の平均は把握しているか？また伴走型支援の成約率が上がっている理由は分析しているか？

**【事務局】**

情報提供のあった住宅の置かれた状況で変わるが、大体7～8万円程度である。転居に関わる住民票等の取得など、細やかなサポートがあること等が要因と思われる。

**【B委員】**

住まい確保支援事業について、生活保護の方はどれくらいいるのか？

**【事務局】**

1割程度。

**【B委員】**

区として補助する体制が必要と考える。高齢者向けの住宅はどうなっているのか？

**【高齢者支援課長】**

区では、高齢者向けの住宅として民間住宅を借り上げ、区が管理している区立高齢者集合住宅が区内に4か所140戸ある。

【C委員】

情報提供事業から伴走型支援への移行について、判断する基準等はあるか？

【事務局】

独力で住まいを探せる状況にあるかどうかに着目する。また、立ち退き等の緊急性も考慮している。

【C委員】

伴走型支援について、来年度のサポート体制をどのように構築していく予定か？

【事務局】

人件費や物価の上昇、また経済活動の活発化に伴い、高齢者等の転居は難しくなっていると聞いている。今後、サポート体制を強化したいと考えている。

【D委員】

成約率については、母数が増えれば下がる。中には、その住居に住み続けたいにも関わらず、住めない方もいる。住まい確保支援事業につなげる前の支援も重要だと考えている。

【吉岡副会長】

地域に住み続けられるための対策は重要になりつつある。福祉部・高齢施策担当部で連携して取り組みたい。

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、特養など、家主が不安なく貸してもらえそうな状況を作ることが大切。

高齢者集合住宅は、基本的に低所得者が対象であり、様々な条件で、すべての方が入居できるものではない。

【D委員】

我々も、こうした協議会を通じて学んでいきたいと考える。そして、情報を共有していきたい。

【E委員】

住まい確保支援事業は、周知が課題であると考えている。「高齢者のしおり」等に掲載することなどを提案する。

また、物件を見つけることができても保証人不在等の理由で契約できない方が

多い。保証人の制度等を知らせていきたいと思う。

**【住宅課長】**

引き続き、周知を強化していく。

**【高齢者支援課長】**

「高齢者の生活ガイド」、「障害者福祉のしおり」に住まい確保支援事業についてそれぞれ掲載している。

**【F委員】**

事業の周知を我々も引き続き行っていきたい。高齢者等は身体上の理由で借りにくい現状がある。緊急通報システムの話があったが、他にどういった条件が揃えば貸しやすくなるのか、不動産団体にお聞きしたい。

**【G委員】**

高齢者は亡くなることもあって貸すことは高リスクである。保険があるとはいえ、物件を貸す際は、重要事項として説明しなければならない。

しかし、皆いずれは死ぬものであるから、意識を変えていく必要がある。家賃の問題ではないと考える。

**【H委員】**

地域包括支援センターでは経済的に困っている方も受け入れている。居住支援法人とも連携している。

支援の充実のために、住宅課の窓口で直接、申し込みをされた方については、福祉サービスにつなげられるよう案内してほしい。

**【住宅課長】**

本事業に申し込まれた方々の、その後の生活を調査するなどして、事業の充実に努める。

#### 4 地域包括支援センターの増設等について

#### 5 令和5年度もの忘れ検診の拡充等について

【高齢者支援課長】  
(資料5,6の説明)

【D委員】  
介護事業者として、普及啓発に努めていただきたい。

【吉岡副会長】  
地域包括支援センターは地域の相談窓口としての機能もあるので、日々の生活で困っている方を見つけたら近くの地域包括支援センターを利用していただくよう声がけをしていただきたい。

## 6 練馬区営住宅条例および練馬区立高齢者集合住宅条例の改正について

【事務局】  
(資料7の説明)

## 7 その他

【G委員】  
私の事業では、高齢者もパートナーシップを活用した方も区別せずご案内している。ただし、練馬区内には物件が不足している。  
空き家が問題になっているが、居住支援に活用はできないか。

【環境課長】  
区の空き家対策は、管理不全に陥った空き家が中心であり、住むことは難しいと思われる。今後、問題になる空き家等の情報をお寄せいただくだけでも大変助かるので、ご理解、ご協力をいただければと思う。

【B委員】  
基本的に、不動産事業者は、入居してほしいと考えている。高齢者は、通院等の関係で、その地域から転居することは難しい。退去してもらいにくい。区で保証制度の拡充などがあればありがたいと考える。また、ほかには、定期借家での契約であれば、積極的な受け入れが可能になると思われる。

**【事務局】**

次回は令和5年7月以降の開催を予定している。

**【建築・開発担当部長】**

本日はありがとうございました。

（了）